

和泉国府を中心とした古代都市圏の歴史考古地理学的調査

藤岡 謙二郎

はじめに

天王寺の駅から阪和線に乗って約三〇分、急行の下車駅に和泉府中―市名は和泉市―がある。朝夕における大阪市への通勤者も可成り多く、どちらかといえばこの台地を走る郊外電車の利用者は距離的には最も近い南海電鉄側の毛織物の町たる泉大津市との結び付きの方が少いようである。しかし一三〇〇年前のこの町の交通中心的位置といえば現在とは異り、この沿線を横断し、金剛山麓から海岸地帯に流れる槇尾川を媒介として上流七・五キロの同川の河谷平野に位置する国分寺に結ばれ、一方下流では二キロの外港地帯たるその名も和泉の大津に直結していた。しかしまた現在のこの阪和線に併行する小栗街道は古代における陸上の主要幹線路を形成し、この沿線には「延喜式」の駅家がおかれていて、この阪和電車の沿線もまた古代における交通幹線をなしていたことも事実である。筆者はかつて拙著の中で和泉の国府や駅のことにもふれた折、この地域における現地調査の不備を率直にのべたがその後、全国の内陸に位置する国府にはたとえ「延喜式」に海路行程が記載されていなくても、必ず夫々の外港を有したであろうこと①についてある雑誌にのべた。本文は短時間ながらも二回にわたる筆者の現地調査での覚書きであり、古代都市の考古地理学的な観点からする貧しい筆者の古代文化地域論に関する一れんの覚書の一つである。②

五畿内の一國たる和泉國は靈龜二年（七一六）に河内國の大鳥、和泉、日根の三郡を割き、和泉監をおき、ついで天平一二年（七四〇）再び河内國へ復帰、三度目にはついにこの三郡を獨立さし、天平宝字元年（七五七）に到つて和泉國を建設したのにはじまる。けだし河内、和泉兩國を境する自然的障壁は南北に金剛、和泉山地の屹立があるけれども、北するに従つてその前山（Vorgebirge）は低平な洪積丘陵となつて移行し、その地貌的特色は明かではなく、ためにこの國全体の自然地理的單元の獨立性が論議されたがためである。

一方帝都に隣接したこの地域を行政上の一特別地区として取扱う必要もあつたものと考えられる。この点は特別職のおかれた撰津國の場合と同様である。それはともかく従来ともこの和泉國の國府やそれを取りまく条里制地割については米倉二郎の研究^④にはじまり、天坊幸彦^⑤、近年では大越勝利等の文献からする条里及び坪名の蒐集に関する研究書等^⑥がある。

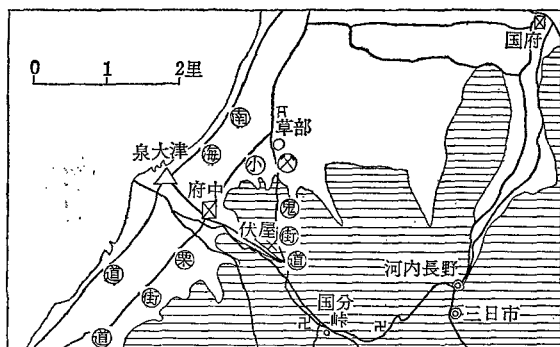
まず米倉教授は和泉國の大鳥、和泉地方の条里は郡だけではなくて、溪谷毎に異り、ためにこの地方の条里の称呼には固有名詞を用いることの多いのを述べたほか、和泉國府の具体的位置について國府はこの兩者の十字街を中心としてもうけられたもので……御館の森と称する所が國庁の跡……規模は判明しないけれども、これが条里制の上にもうけられたもの……と述べる。またさらに御館森を中心として二町北東の条里の溝渠が小栗街道と交叉する所を北の端といい、同じく二町南西で肥子村に至る条里の溝渠道路との交点を南の端という。……國府の外廓にあたる所であるかもしれない。もしそうだとすれば、和泉國府の規模は南北五町のものと考えることが出来る……とする。また北

の端付近を市と称し南の端に馬司というところがある。前者は国府における市の遺址、後者は官馬をおいた所ではなかつたろうか等と述べる。但し同教授は現地形図についての五丁域の指定や、その内部の道路等の問題にはふれていない。一方故天坊教授もまた和泉国の条里に関する古文獻を全体として考証し一部「久米田寺流記坪付帳」を用いてその寺領地区の条里地割の復原を試みている。同様に現地に居住する大越氏また和泉国に現存する古文書類を徹底的に探訪し、この中から条里制関係の史料を集めてこの種研究を補ったほか、これらをもとにして大阪府下の現在の各市町村等行政区画別にかんれんした条里制の坪名一覧表を公にしているのが注目される。ことに泉大津市及び旧和泉町に関しては坪名を列举するにとどまらずそれを現地形図に記入した復原を試みており、この地域の条里制地割を復原したものとしてはこの右に出るものはないということが出来よう。ただ残念なことはここで問題とする国府や外港との関係などに夫々の著者の注意が払われていない点が惜しまれる。

筆者の一文ははじめにのべたようにこれら先学の不足分を補い、既に拙著で述べたように国府という古代の政治的交通都市を律令的ヒエラルキーにおける地方の中心都市として、これを同時代の交通路と結びつけ、さらには外港や駅、国分寺等当時の姉妹都市との地域的社会的結びつきの上に理解せんとするものである。

(二)

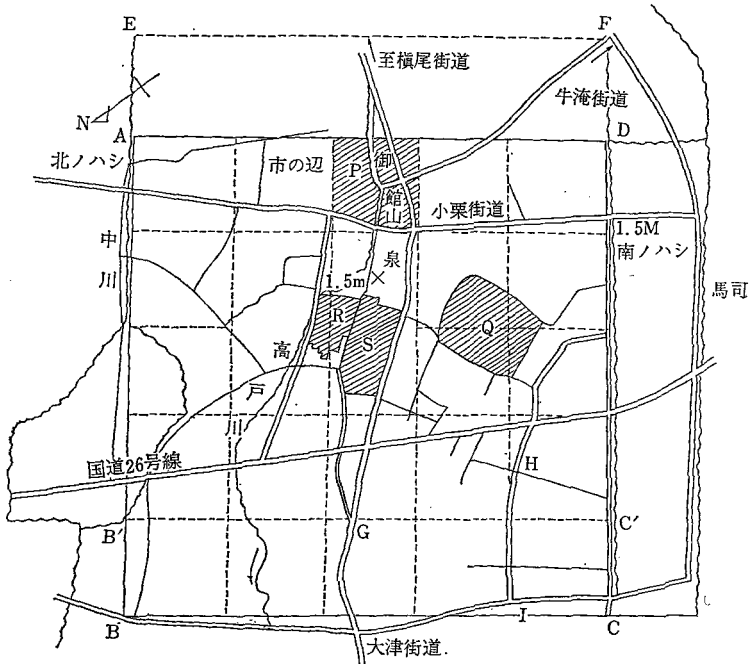
南北走する金剛・葛城地壘と第三紀層の和泉山地が斜交するあたりの集水山地に源を発する榎尾川はその最下流で一つ南の谷を流れてきた牛滝川を入れ、大津川となるが、その流程は泉南丘陵中では最長の二一、〇五キロに及んでいる。第1図にみるごとくそれは榎尾山に発して和泉側の分水嶺を峠、国分各部落をへて川口では泉大津市と忠岡町



第1図 和泉府中を中心とした交通系

の境界をなしているのである。府中部落に近い井口あたりでのその川幅は約一〇メートル、どちらかといえば酒れ川の性格をもつが、現在でも川底に可成りの量の水をたたえている点では畿内に多い一般天井川と同一視出来ない。これはその中流にみられる穿入蛇行の地形から推察されうるように、上流からの砂礫の運搬に抗するが如く、地盤の隆起によって侵蝕力がなお旺盛なためである。ところで川口にあつてはこの延長川によって堆積された砂礫土砂は沿岸漂流によって流し去られ、季節風の力もこれに加つて海浜侵蝕 (Beach Erosion) の景觀が目立っている。おそらく国府の外港が存在していた時代のこの海浜はもっと幅の広いものであり、「和泉名所図絵」にさえ奥津浜として名所に紹介された大津浜は「土佐日記」時代には五日。今日からくして、和泉の灘より小津の泊を追う。松原目もはるばるなり」といったひろい砂浜の松原海岸を形成していたことが推測される。

つぎに和泉国府のあつた府中については同名所図絵に府中の清水として紹介されている。和泉の名もなおこの清泉湧出に起源が求められ、げんに式内社泉井上神社の名もこれによるものとされる。これいうまでもなく国府地区が榎尾川の分流の、しかも洪積台地周辺の湧水地に選定されたがためであり、府中の位置はこれを大きくみれば榎尾川が和泉丘陵を横切る谷口の傾斜変換地帯に位置するといつてよいのである。古代和泉の条里制地割や交通路がいずれも



第2図 和泉旧国府域と道路

NA6°Eの方向をとるといっても、じつは和泉の洪積丘陵と沖積平野といったプラーシユのいう「相異なる地層の接触線」の方向に支配され、それが同時に現海岸線の方向にも併行するということになるのである。

(三)

まず現和泉府中市街に横わる町割や小字名や現地の地形調査等から和泉国府の原景観を想定してみよう。第2図のA B C Dで示した五町域は、筆者が推定した古代の国府域である。これが(一)項で述べた米倉の文章と合致するか否かは同教授の原図がないために不明であるがおそらくそれに近いものと考えられる。いまもし東の南北線を一町山手においてE F線にのぼし、西辺をB' C'線にすると、東方ではA D線より半丁あたりの箇所ですぐに坂道と



第3図 総社の東横を流れる分流

なつて、AD線の方がよりおんとうである。さればとて西辺のG付近にも土塁や渾らしいものの痕跡がみられない。これは市街地化による原景観の破かいによる。これに対して東西線ではまず南のCD線が現道路と合致するのみならず両側に巾一、五メートルの暗渠があり、もとは国府域の南を限る水系をなしたのではないかとする想像をたかめる。一方北のAB線でも道路と水系(中川)の一部が合致している。こうした場合五丁域という奇数が問題になるが、米倉教授も推定した国庁趾と思われる御館山(同図P地区)が中間にあり、大津街道が旧朱雀路の一部を踏襲したことが考えられるのである。和泉国は五畿内の一つながら下国であることがこの可能性を強める。俗称「北ノハシ」や「南のハシ」のほか「市の辺」や「馬司」の小字は既に紹介されたところであり、Rは総社、Sは式内の泉井上神社とともに同一の社域にある。両社については、和泉五社惣社、当社は元延喜式内の和泉神社にて泉井上神社の傍にあり靈龜二年和泉監を置かれ国府の所在となるに及び当国五大社を合祭し改めて総社とす。泉井上神社の頽廢するや当社に合祀せられたることありとあり、両社の密接不離の關係にあつたことが知られる。さきの「和泉名所図繪」には府中社として小栗街道に面した鳥居前の様子やこの総社に清水の湧き出る様子が書かれている。

既にもふれたように横尾川の分流が南から北流してこの国府域を今なお流れていることは第2図の御館山中央部を流下する分流たる俗称高戸川が、げんになお総社横を流れることから知られる。(第3図) この府域の

地形からするとこの方向がむしろ自然の流れ方であり、南辺のDC線の流れの方がむしろ人為的な環濠的性格をもつもののように思われる。

ところで第2図の実線で示した現在道路と点線で示した国府域の仮想道路とを比較してみよう。御館山の前を走る小栗街道やAB・CD道路を除いてはいずれも東西、南北の方向をとることである。さらによくみると榎尾大津街道ですら幾分北側に偏っており、この府域の道路に二つの型のみられることである。そしてこの場合に問題になるのはQ地区である。もともと国庁はこのQ地区にあって、条里制地割とは異ったほぼ東西、南北の方向をとる現存の道路こそむしろ原型ではないかという疑問がまずわいてくることである。現地を訪ねるとQ地区を取りまく環状道路の中は約三メートルでさらに細い溝で囲繞されている。Q地区はもとより現在は民家であまつまっているがP地区につぐ微高地で、もとは低い自然堤防の一部を形成していたものであり、これを利用して何等かの中心的建物が存在したことが推定される。但しそれが国府設立時代のものであるか否かは問題である。筆者はむしろこの種東西、南北道路の方が国府の道路よりも新しく、その後の中世による改変だと考えた。その理由はこの種道路はQを中心とした地区にのみ顕著で、中にはこれを取りまいて袋小路も存在することで同図のHI線がむしろ国府設立時の原型を示すものではないかと考える。つまり和泉国府域の場合はN・S・Eの方向をもつ上述の条里制地割施行後、この地割を利用して国府計画も行われたもの、従ってやはりP地区をもって国庁地区だと想定したのである。但しこの場合、条里の境界線は小栗街道よりも一町西の線、さらに大津街道より一町の北線に見出され、^⑧国府の中心域が必ずしも条里の仟佰の交叉点を利用していないことは事実である。

ところで、そうなればQ地区は一たい何であろうか。まず思い当るのは養老元年(七一一)の元正天皇の和泉離宮

行幸の記事であるが、これはげんみつには国府設立前とすべきもので、この時代の行宮や離宮は仮り宮にすぎず道路までが現存する遺跡はとなるとやはり中世以降のものとするのが一ばん穩当である。そして延文五年（一三六〇）細川兵部大輔当城にあり、官軍起ると聞き撰津に逃るゝとある国府城がそれであつて、このQ地区にあてゐるのが最も隱当のようである。同じ記事は『和泉国地誌』にもあり、『別本泉州記』には〃和泉国侍府中銘々屋鋪ヲ構乱世ノ時ハ妻子ヲ入置依之府中惣構角矢倉有大道筋南北ノ端ニ門ヲ立テ……〃『大平記、尺々理無極抄』に〃府中ノ城ト有城池可為カ〃等の記事があり、延宝七年の「府中村檢地帳」にも

古檢卷反四畝歩

一屋鋪

三拾五間

卷反六畝拾七歩

拾四間卷尺式寸

但卷石四斗代

此分米貳石三斗卷升九合三夕

土手 小笹藪

土手 小笹藪

土手

小笹藪

外 西 拾六間

北 三拾五間

東 拾三間

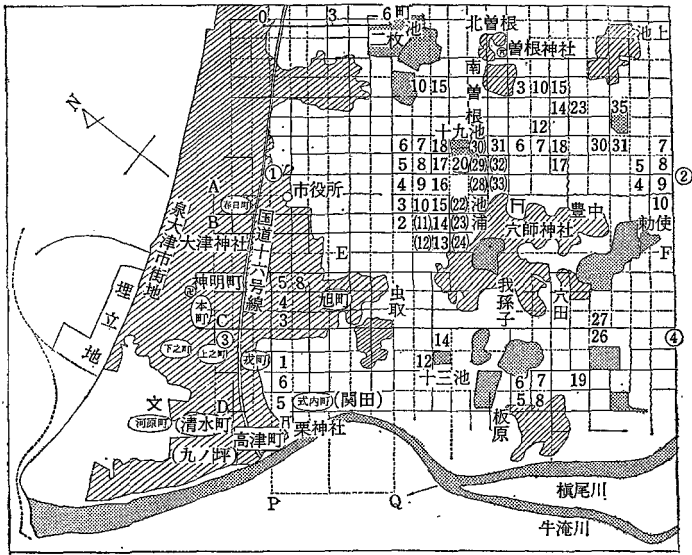
卷間

卷間

卷間

〃式畝四歩

の記事のあることなどが井上神社前の古記録^④に収録されている。おそらくこの檢地帳の記事もまた国府城の趾を示すもの、さらにここがQ地区にあたる箇所ではないかと考えられる。また現地に明治のはじめ頃まで檢地帳に記されるような土手や藪、湍等のあとが残したこと等についても井上神社官司田所末市翁は語っている。さらにこの田所氏は御館森の東辺をかつては〃武者道〃と呼び、ここに土手のあつたことを語るが、現地を踏襲した筆者は土手らしきものの遺跡をたしかめることが出来なかつた。



第4図 泉大津市の地積図に現われた小字名と条里式地割

(四)

ひるがえって泉大津市の場合、旧市街地にまで条里の坪名が残存することは上掲大越の調査から明かであるが、同氏の場合は残念ながら現市街の町割との関係や府中など市街地における道路割そのものについては言及されていない。そこで筆者はまた同市役所で土地台帳によって条里以外に国府の外港たることを示す小字名を検した一方、現存の地割における条里制地割の残存度を問題にした。第4図がそれである。実線で示したものは現存のもの、点線は今はないかつての条里制地割、さらに斜線を施したのは現存宅地の部分である。まず山手から海岸にのびる道路には①②で示した泉大津中央線、③④で示した府道泉大津粉河線のほか現存の田圃間の畦畔道路がいずれも条里地割を踏襲することが知られよう。

ほかに海岸の旧市街地にあつては天津神社東裏の二

筋並びにこれに直交する同図ABCに到る東西線をもって現在の景観上にトレスしうる条里の海岸寄りの限界線だと考えたのである。これからすると条里制地割が当時は現海岸線からわずか二、三町の地点にまで迫って計画されたことになるが、この場合、古代大津の町はもっと海岸にあったのが海浜侵蝕によって洗い去られたものなのか、或は現泉大津市街の大部分が当時水田地域で国府設立後付近の条里地割を利用して新しい町が形成されたものなのか、或は直ちには断定出来ない。しかし古代中世における大津の中心街は現代のそれよりもさらに海寄りであったとは考えられず、歴史時代における繁栄の中心もまたどちらかといえばさきの泉大津中央線以南、すなわち市役所第4図の記号参照)や春日町あたりから南のいわゆる宇多大津の地区にあったものと考えられる。さらに市街地でなくても現市役所東南地区には七堂伽藍を備えた奈良時代に行基によって設立されたとされる極楽寺もあった。またさきにも大津神社背後の道路は式内社の穴師神社前をへて国府城に達した勅使道路、つまり南海道からする国府への通路だったことが伝えられる。いずれにせよ中近世を通じての町の中心はこの結節点以南の市街地区にあったものと考えられる。大津神社を中心とした若宮町や神明町、その南の本町地区等がこの時代の繁栄の中心で天正年間に廢城となった齋藤氏部大輔等のよった大津城の存したのは神明町の南溟寺々城であった。

ところで今回の調査では古代における大津の中心集落はここからさらに南の宇多大津地区にあり、とりわけ横尾川の川口地区が当時国府の外港地区として、ここに川関等が設けられたのではないかという点に筆者の興味もたれたのである。すなわち第四図のうち、まず筆者の眼にとどまったのは付近の町名そのものである。「河原町」はよいとして「清水町」、「高津町」、「式内町」なる町名であって、ことに「式内町」の小字中に字「中関田」なる地名の存在することである。まず「式内町」の名は同図に示したように「延喜式」の粟神社の故地であり、その後明治四一

年四月にさきの大津神社へ合祀されたことである。「中関田」はその名のごとくここに関所のあったことを語り、二十の坪の箇所にかかることである。そうした場合西の「高津町」の名は、国府津の転字であろうとする推定を強めさせるのである。つまり国府への水路による河口の関所がおかれた箇所であり、ここから槇尾川を井ノ口まで溯つたものと考えられることである。事実川口からこの井ノ口までの間は川幅も広く、ここを往来する水運が近世といわず明治のはじめまでみられたことは古老の語るところである。ところでいわゆる古代の大津とこの国府津とが同一箇所であったのが問題になる。大津といった場合やはり現在の天津港全体をさし、国府津はそのうちでも一部の河口港の部分のみを指したのか、いずれであるかは明かではないにしても、当時河港に川関がおかれ、例え「延喜式」に海路日程が記るされていなくとも和泉国府にもまた外港の存したことが推定されるのである。而してこの河口付近に到るまで当時条里制地割が施こされていたことはさきの大越の収集坪名からも明かで、同氏はことに古文獻等によつて宇多地区全般に多くの坪名をあげており、筆者もまた「清水町」に「九ノ坪」を求めたほか、式内町に五及び六ノ坪を求めた。ところがこの坪並みを西へのばすと第4図でも明かなように六町四方の「里」の西端をPQ線までとるとその中に大津川が入り込んで了うことである。この場合筆者は槇尾川は牛滝川との合流点付近から現在のように北へは曲流せず、もとは同図に矢印で示した方向に直ちに西へ流れ、この直線の水路が当時西の忠岡地区の条里との境界線をも形成したものと考えたいのである。もともと牛滝川は槇尾川よりも流程、水量ともに小規模であつて現在のように北へ曲流することの方がむしろ不自然なのである。

(四)

最後に国府を中心とした古代の都市域を考える場合に必要な国分寺や駅家の位置について考えてみよう。「延喜式」の「諸国駅伝馬」には和泉国駅、日部。咳喉各七疋とある。このうち咳喉が泉南郡の泉南町男里部落であろうことは筆者自身現地調査をしたが、日部については未調査のままで今日に及んだ。これについては大鳥郡に日部郷があり、さらに「延喜式」に日部神社の存することである。筆者またこの式内日部神社のある旧福泉町の草部部落―現在では堺市に編入された―を求めて現地を訪ねたが、この部落の小字名の大部分が「馬場」で占められ、さらに小栗街道に近かい部分を大字「大道」と呼ぶことを知った。いずれの小字名も筆者が他の駅家地区調査の折にも出くわした小字名であつて、この場合も日部駅に因むものと考えられる。ところがこの場合府中からの距離は僅かに二里、一方咳喉からすると既にものべたように府中までが丁度五里で、「延喜式」にみる三十里一駅毎の規定^⑭にあてはまる。府中城に馬司の小字があることから、国府が仲継駅を兼ねていたことが推定されるが、それにしても日部との距離が短かすぎるのは如何なる理由によるだろうか。筆者はこの場合ここが、国府、和泉国分寺をむすぶ三角形の頂点の一つたる交通上の要衝をなすことを強調したい。第1図にみたように和泉国分寺は槇尾川の河谷を溯ぼること二里たらず奥地の低い河成段丘上に位置する国分部落にある。「延喜式」に「和泉国国分寺料五千束」とあり、摂津のそれに較べてその三分の一、河内の二分の一にすぎないことからこの国では法華寺の設置をみなかつたろうといわれる。^⑮現在の福德寺はもと安楽寺ともいった。寺域からは複弁の奈良時代の古瓦が出土し、この原位置たることは明らかである。他にも筆者が以前にこの寺を訪れた折、付近の清冽な湧水地付近に木柱を発見したことが印象に残る。この埋木の年代測定が不明なるままに、当時古老の言により光明皇后の伝説とともに葉湯屋の建物の一部ではないかと考えたが、これについては確証がない。ただ米倉教授も問題にしたように大鳥郡には上記の草部部落の北が「布施屋里」となつて

おり、行基菩薩が各地に設けたといわれる布施屋の一つがこの国分寺々域にも存したと考えるのは不当な推定ではない。それはともかくこの国分寺から西北に向って横尾街道を下ること二十数丁の和田部落から道は北に折れて父鬼街道となり、これがやがて小栗街道と合するあたりの三角形の頂点付近に、さきの日部駅が存在するのである。しかもこの父鬼街道でも途中の街道沿いに「伏屋」の名を付した部落に出くわすのである。(第1図) その他大鳥郡の郡家はやはり草部部落の東北の石津川の谷地区に郡里となつて残存し、和泉一宮たる式内社大鳥神社の存在とともにこの交通結節地域の重要さを想像することが出来る。一方国分寺から峠を越すと金剛寺のある天野山をへて河内国の石川の流域に出る。河内国の槻本の駅家についてもまたその原位置が不明であるが、河内和泉両国府の山越えのルート of 交通的意義を考える場合、地形的には槻本駅の位置を現在の河内長野市に求めるのがより隠当のようにも思われる。但し河内のもう一つの疑問の津積の駅家をどこに比定するか、その連絡が問題になる。これによって日部の有した古代の交通的位置もより一層に具体的となるわけであるが、これら河内国における「延喜式」の二つの駅家の位置については他日の考証に俟ち、いまは和泉国のみ論をとどめたい。(一九六三・二)

(註)

- ① 藤岡謙二郎「都市及び交通路の歴史地理学的研究」昭和卅五年
- ② 同「日本歴史地理研究序説」昭和卅七年
- ③ 藤岡「都市における河川の役割」(「都市問題研究」五三巻八号)一九六二、八
- ④ 第一回の調査時では桑原、広田、西田三学士の援助によって市役所で土地台帳の地籍図検出を願ったし、第二回目の筆者個人の調査時には泉井上神社の社司の田所末市氏から貴重な原本「泉井上神社誌」を借用出来た。ともに謝意を表したい。
- ⑤ 米倉二郎「東亜の集落」昭和三五年
- ⑥ 天坊幸彦「上代浪華の歴史地理的研究」昭和二二年

- ⑥ 大越勝秋編「和泉国条里制関係史料集」昭和二十九年
- 同 「大阪府下(撰・河・泉)の条里制坪名帳」昭和三五年
 同 「泉大津市―和泉町及び其の周辺の条里制」昭和二六年 (他にこの地方の考古学的調査については森浩一の研究があるが本文では省略する。)
- ⑦ 「和泉名所図会」卷之三
- ⑧ 「土佐日記」二月五日の項
- ⑨ 「泉井上神社誌」(田所家蔵)
- 他に「大阪府全志」卷之五(大正十一年)には当社及び五社総社もと秀頼により再建、その後明治三年天災により社殿大破。五社総社を井上神社に合祀。同二十八年兩者並立のことなどを述べる。
- ⑩ 養老元年二月丙戌。自難波至和泉宮。……十一月丁巳、車駕幸和泉離宮。同三年二月庚午 行幸和泉宮。とあり。「和泉名所図絵」にも「国府清水は神功皇后三韓退治の後武庫よりここに至り此靈泉を賞し給ふより和泉の名はじまる……そもそも皇后三韓凱旋の御時小竹宮に居し給ふこれを旧府といふ又元正聖武の二帝もここに行宮を建させ給ふこれを珍努離宮とも和泉宮とも称す古代国司の館にして国府といひ又府中といふ……後鳥羽院熊野御幸の御時……御馬を停め歩より国府の新造御所に入御し給ふ事かの御幸記に見えたり……」とあり、この地区ないしは付近に宮址のおかれたことは確かであり、吉田東伍の「大日本地名辞書」はまた御館森を和泉宮の移転したものとす。これらの或物が国司館たるP地区を利用し、また靈泉の井上神社地区を利用したことは考えられるが、これらとは別個に建物が存在したとは考え難く、また国府設立前の和泉宮をP地区とし、それを国庁域が踏襲したと考えた場合でもそれは既に国府の建物の一環とすべきものである。
- ⑪ 太田亮『和泉』(日本国誌資料叢書)大正十四年
- ⑫ 泉大津が和泉の国府津であるとする文献は見当たらないが、少くも旧大津が古文獻の小津の泊り等に相当することは明かである。吉田東伍の「大日本地名辞書」(明治四十一年)にこの大津を説明して「字田大津、下条大津の二村……古の軽ノ津なり。……五日、けふからくして和泉のなだより、小津の泊りをおふ。……「土佐日記」「更科日記」云……秋の比和泉にくたる、……おほつと云浦に舟にのりたるに……等々とある。
- ⑬ 「延喜式」兵部省(「国史大系」所収)
- ⑭ 「令義解」鹿牧令(同右) ⑮ 石井信一、和泉国分寺(角田文衛「国分寺研究」昭和十三年所収)